

令和元年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和元年9月25日（水曜日）
- 2 開催時間 午前9時30分開会 午前9時50分閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館2階 2・3号室
- 4 出席委員 18名
1番・宿谷 昌一 2番・鷺尾 勲 3番・川上 和幸 4番・山口 喜松
5番・一宮 敏昭 6番・鹿野 直子 7番・松木 一幸 9番・清水 利秋
10番・高倉 伸淳 11番・石尾 卓也 12番・滝川 岳雪 13番・宮嶋 睦子
14番・平 克洋 15番・吉田 清 16番・波能 隆 17番・柿木 和恵
18番・鈴木 剛 19番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 8番・笹田 文彦
- 6 事務局職員 津村事務局長 高桑事務局次長 大谷農地係長
清原農地係主査 長根農地係主任 荒農地係主任
武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 12番・滝川 岳雪 13番・宮嶋 睦子
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (7) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、令和元年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は18名でございます。
- 部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長） 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、8番笹田委員から、欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 12番滝川委員、13番宮嶋委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（鈴木 剛） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、永山地区で3件、江神地区で3件、東旭川地区で5件、使用貸借権設定が西神楽地区で2件の、あわせて13件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番ないし3番及び番号5番ないし11番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に売却する案件です。
- このうち、番号10番につきましては、申請地の所有権のうち、譲渡人が所有する持分2分の1のみを譲受人に移転するものとなっております。
- なお、共有持分は、当該所有者単独の権利であるため、譲渡に当たって、他の共有者の同意は必要ありません。
- また、番号7番及び8番の譲受人である法人につきましては、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしており、農地所有適格法人であることを確認しております。

番号4番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に贈与する案件です。

番号12番及び13番につきましては、貸主が所有する農地を借主に無償で貸し付ける案件です。

いずれも、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

○委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。
番号1番ないし3番について補足説明します。
番号1番及び2番につきましては、申請地に隣接する農地を譲受人が耕作しているため、権利取得後において、農地の効率的かつ適切な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えます。

番号3番につきましては、農地所有者が道外に居住していることから申請地は耕作放棄状況となっていました。譲受人は申請地にかぼちゃの栽培を行う計画であり、権利取得後において、農地の適切な管理及び利用が図られると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

○委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。
番号4番ないし6番について補足説明します。
番号4番につきましては、譲受人は申請地に隣接する農地を耕作しており、権利取得後において、農地の効率的かつ適切な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えます。

番号5番及び6番につきましては、譲受人は、申請地において、かぼちゃや蕎麦の栽培を行う計画であり、権利取得後における農地の適切な管理及び利用が図られると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
番号7番ないし11番について補足説明します。
番号7番ないし11番につきましては、譲受人が農地を買い受けて、経営規模拡大を図る案件であり、権利取得後における農地の効率的かつ適切な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

○委員（平 克洋） はい、14番平です。
番号12番及び13番について補足説明します。
番号12番及び13番につきましては、借主が申請地を無償で借り受け

て、経営規模拡大を図る案件であり、権利取得後における農地の効率的かつ適切な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし11番及び使用貸借権設定番号12番及び13番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きます。日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（武田主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の5ページを御覧ください。
本申請の転用目的は甲種農地における駐車場の設置であります。本申請は、昨年、平成30年7月25日の第4回定例農地部会において御審議いただき、転用の許可を受けて駐車場を設置した場所に隣接する農地で、前回と今回の譲受人、譲渡人ともに同じ者になります。
次に資料ですが、議案第2号資料のうち、位置図をお開きください。
申請地はJR永山駅から北西方向へ約2.2kmのところに位置します。
次に土地利用計画図をお開きください。
社員の車や特殊車両の増加により今回の転用申請地を求める計画となっております。
次に審査表をお開きください。
農地区分の判断につきまして1の(1)及び(2)を御覧ください。
申請地はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区画内にあり、高性能農業機械による営農に適する農地であることから、甲種農地と判断されます。
申請地以外の代替地については(3)に記載のとおり、既存の駐車場と隣接して活用する計画であるため代替性が無いと判断されます。
裏面2ページにお移りください。一般基準について順に御説明いたします。
事業実施の確実性については、資力について預金残高証明書を確認しており問題ないほか、申請書記載の工事計画から事業に遅滞なく着手する見込みがあると考えられます。

被害防除措置については、雨水について自然浸水させる計画であり、周辺への影響はないものと思われま

す。続いて4ページにお移りください。

例外許可事由について4に記載しております。甲種農地の転用については原則として許可することができないこととなっておりますが、農地法施行規則第35条第5号において、既存の施設の拡張で、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものについては許可できるとされており、本件はこれに該当するものです。

総合判断について5に記載しており、転用面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないことから許可相当と認められる旨を記載しております。

北海道農業会議への意見聴取につきましては、本件は30a以下の農地転用案件ですが農家住宅等に該当しないことから、農地法第5条第3項に基づき北海道農業会議への意見聴取を行いたいと考えております。

これまで御説明した事項を踏まえまして、次のページの意見書(案)におきまして、本申請は「許可相当と認められる。」と意見を付したいと考えております。

以上でございます。

○議長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

○委員(松木 一幸) 7番松木です。
番号1番につきましては、既存施設の2分の1までの拡張ということであり、排水設備などの被害防除の計画から周辺の農地の営農に悪影響を与えることはないと思われるため、地区として問題ないと考えますので、よろしくお願いします。

○議長(鈴木 剛) それでは、番号1番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第2号について「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

○議長(鈴木 剛) 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局(荒主任) 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画につい

て」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転は、永山地区が4件、東旭川地区が2件の、計6件です。

賃借権等設定は6件あり、地区ごとの件数といたしましては、永山地区が3件、江神地区が1件、東旭川地区が2件となっております。

集積面積は、32.27ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

所有権移転の番号1番につきましては、鷺尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（鷺尾 勲） （退席）

○議長（鈴木 剛） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（荒主任）

事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

所有権移転の番号1番につきましては、農地保有合理化事業による売買であり、譲受人が所有権の移転を受けて、経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（宿谷 昌一） 1番宿谷です。

所有権移転の番号1番につきましては、譲受人は、北海道農業公社から5年間の予定で農地を借り受けて耕作していましたが、早期買入により譲渡を受けるものであり、問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転の番号1番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、所有権移転の番号1番について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

- 委員（鷺尾 勲） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 鷺尾委員が関係する案件につきまして、決定いたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議事参与制限案件1件を除いた所有権移転5件の内訳につきましては、すべて農地保有合理化事業による売買となっております。
賃借権等設定6件の内訳につきましては、期間更新案件が5件、借主変更案件が1件となっております。
これらの計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。
- 委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。
所有権移転の番号2番ないし4番について補足説明します。
番号2番につきましては、譲受人は、北海道農業公社から5年間の予定で農地を借り受けて耕作していましたが、早期買入により譲り受けるものです。
番号3番及び4番につきましては、譲受人は、北海道農業公社から農地を借り受けて耕作していましたが、期間満了に伴い譲り受けるものであり、問題ないと考えますので、よろしくお願いします。
- 委員（滝川 岳雪） 12番滝川です。
所有権移転の番号5番及び6番について補足説明します。
番号5番及び6番につきましては、譲受人は、北海道農業公社から農地を借り受けて耕作していましたが、期間満了に伴い譲渡を受けるものであり、問題ないと考えますので、よろしくお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転の番号2番ないし6番及び賃借権等設定番号1番ないし6番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（長根主任） 事務局。
日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。
合計11件の願い出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で1件、西神楽地区で6件、江神地区で2件、東旭川地区で2件となっています。
願出地の所在地区を担当する調査委員が現地を確認した結果は、表中程の利用状況欄に記載の利用状況となっております。
現地目証明事務処理要領第11条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。
以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

○委員（柿木 和恵） はい、17番柿木です。
番号1番について補足説明します。
ここは、従前から物置1棟があるほか、宅地の一部及び家庭菜園となっていることから、農採地以外と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。
番号2番ないし7番について補足説明します。
番号2番及び4番につきましては、従前から宅地の一部及び家庭菜園となっていることから、農採地以外と判断しました。
番号3番につきましては、従前から雑種地となっていることから、農採地以外と判断しました。
番号5番ないし7番につきましては、従前より山林であったことから、農採地以外と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○委員（清水 利秋） はい、9番清水です。
番号8番及び9番について補足説明します。
番号8番につきましては、従前から山林であったほか、住宅1棟、物置1棟があり、宅地の一部及び庭となっていることから、農採地以外と判断しました。
番号9番につきましては、従前から山林であったほか、住宅1棟、物置2棟があり、家庭菜園及び庭となっていることから、農採地以外と判

断しましたので、よろしくお願ひします。

○委員（高倉 伸淳）

はい、10番高倉です。

番号10番及び11番について補足説明します。

番号10番につきましては、願出地のうち東旭川町日ノ出58-2については、隣接する農地と一体となって、田として利用されている状況のため、農地と判断しました。

その他の土地については、従前から宅地の一部及び家庭菜園となっていることから、農採地以外と判断しました。

番号11番につきましては、願出地のうち東旭川町日ノ出562-3については、田として利用されている状況のため、農地と判断しました。

その他の土地については、従前から雑種地であることから、農採地以外と判断しましたので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木 剛）

それでは、番号1番ないし11番について審議願ひします。

御意見、御質問はございませぬか。

○委員

（意見なし。）

○議長（鈴木 剛）

発言がありませんので、議案第4号「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

○議長（鈴木 剛）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原主査）

事務局。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、合計9件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で1件、永山地区で3件、西神楽地区で1件、東旭川地区で4件となっております。

届出の内訳としましては、すべて相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませぬか。

○委員

（意見なし。）

- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。
-
- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（長根主任） 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が合計3件あり、地区ごとの内訳としましては、西神楽地区で1件、東旭川地区で2件となっています。
これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。
-
- 議長（鈴木 剛） 次に、日程第7報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を事務局から説明いたします。
- 事務局（武田主任） 事務局。
日程第7報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。
本件について報告書の提出があった法人は、1番の1法人です。この法人につきまして、別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。
-
- 議長（鈴木 剛） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和元年度旭川市農業委員会第6回定例農地部会を閉会いたします。